

デジタルミュージアム推進事業 動画コンテンツ制作委託業務 企画提案応募要項

1 事業目的

無形文化遺産の一つである伝承話の記録を保存し活用するため、1973年から沖縄各地で収録された伝承話音声資料をもとにデジタル民話コンテンツを開発し、沖縄県立博物館・美術館（以下、「当館」という。）の常設展示室や情報センター、およびウェブ上で配信する。これをもって、来館者へのサービス提供拡充や来館者誘致、遠隔地へのサービス提供、及び顧客満足度の向上を実現するとともに、伝承話としまくとうばの普及につなげ継承に資する。

2 委託業務名

デジタルミュージアム推進事業動画コンテンツ制作委託業務

3 委託業務の概要

委託業務仕様書を参照

4 事業期間

契約締結の日から令和2(2020)年3月25日（水）

5 予算額及び経費限度額

19,414,034円（内、消費税及び地方消費税1,438,076円）

※企画提案公募のため提示した金額であり、契約金額と一致しない場合がある。

6 応募資格

下記に示す要件を前提とする。必要に応じて本県より証明書等の確認資料の提出を要求する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 国内において類似の業務について実績があり、その成果が適正であること。
- (5) 応募は、単独に限らず共同企業体も可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
ア 共同企業体の構成員間において協定を締結し、応募申請をすること。
イ 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
ウ 共同企業体を構成するすべての事業者が、応募資格(1)(2)(3)(4)の要件を満たすこと。
- (6) 本委託業務の実施に際して、2名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (7) 県税に未納がないことを証する証明書
- (8) 暴力団排除に関する誓約書を提出したもの

7 スケジュール

- (1) 応募にかかる各種様式、業務委託仕様書等の請求

- ・ 応募期間 公告の日～平成31年4月24日（水）17:00まで
- ・ 掲載場所 「沖縄県立博物館・美術館」ホームページ

- (2) 応募説明会

- ・ 日 時 平成31年4月16日（火）11:00～12:00
- ・ 場 所 沖縄県立博物館・美術館 博物館研修室（3F）
- ・ 参加申込 平成31年4月15日（月）17:00までにFAXにて申し込むこと（様式9号に拠る）。

沖縄県立博物館・美術館 博物館班 阿利（あり）・大湾
TEL 098-851-5401 FAX 098-941-3650

- ※ 説明会への参加は、応募の資格の必要要件とする。
- ※ 制作する民話のリストは当日配布予定。
- ※ 当日は、休館日にあたり、職員通用口から出入りすること。

- (3) 本業務の内容及び契約に関する質問等については、次の期間に限り FAX 又は E メールにて受付。
・受付期間 公告の日から平成 31 年 4 月 18 日（木）17:00 まで
・宛 先 沖縄県立博物館・美術館 博物館班 阿利（あり）・大湾
電話番号 098-851-5401 FAX 番号 098-941-3650
E-mail : takamiyo@pref.okinawa.lg.jp
- ・回 答 回答は、隨時、説明会参加者全員に対してメールにて行う。
最終回答は、平成 31 年 4 月 19 日（金）17:00 までに行う。
- (4) 企画提案応募申請書及び企画提案書の提出
・提出期限 平成 31 年 4 月 24 日（水）17:00 まで
・提出書類 8 に定める(1)～(12)の書類
・提出先 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 3 丁目 1 番 1 号
沖縄県立博物館・美術館 博物館班 担当：阿利（あり）・大湾
上記に定める連絡先に持参または送付により提出すること。
送付の場合は、受領の確認がとれる手段をとること。（宅配便可）
※FAX 及び電子メールによる提出は受け付けない。
- (5) 第一次審査 書類審査
平成 31 年 4 月 25 日（木）
- (6) 第二次審査 プレゼンテーション
令和元年 5 月 9 日（木）15:00～17:00
場所 沖縄県立博物館・美術館 博物館 博物館実習室（1 階）
※プロジェクターの使用可。

8 提出書類

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 企画提案応募申請書 | 【様式 1】 |
| (2) 企画提案書 | 【様式 2】 |
| (3) 会社概要書 | 【様式 3】 |
| (4) 経費積算書 | 【様式 4】 |
| (5) 事業計画書 | 【様式 5】 |
| (6) 業務実施体制書 | 【様式 6】 |
| (7) 事業実績 | 【様式 7】 |
| (8) 誓約書 | 【様式 8】 |
| (9) 企画提案公募説明会参加申込書 | 【様式 9】 |
| (10) 質問書 | 【様式 10】 |
| (11) 申請受理票 | 【様式 11】 |
| (12) 県税の納税証明書「全税目」 | （3カ月以内に交付されたもの） |

※提出部数：上記(1)～(8) (12) 8 部（正本 1 部、副本 7 部）
(11) 1 部（提出書類受理確認後、当該受理票は返戻する）

9 委託先の選定

(1) 審査の方法

- ① 第一次審査（書類審査）
 - ・ 沖縄県立博物館・美術館において、書類による一次審査を行い、上位 3 社程度を選定する。選定された業者に対しては、プレゼンテーションの時間を通知し、選定されなかつた業者に対しては、結果のみを通知する。
- ② 第二次審査（プレゼンテーション）
 - ・ 沖縄県立博物館・美術館が関係者で設置する企画提案選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションにより審査して順位を決定する。
 - ・ プrezentation は、提出した企画提案書を基に行い、企画提案書に記載のない

新たな提案は行わないこと。

- ・プレゼンテーションの所要時間は、各応募者 35 分以内（うちプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分、入退室 5 分）とし、時間割当ては個別に連絡する。
- ・審査の結果、企画提案の内容が沖縄県立博物館・美術館が求める基準に達していないと判断した場合は、再公募することがある。

(2) 審査基準

企画提案において評価する項目は、次のとおりとする。

- ① 業務の趣旨・目的を適切に捉え、業務意義の理解
- ② 実施体制、方法、内容等の適性
- ③ 制作する伝承話に対する基本的な考え方、制作環境の整備方針等の妥当性
- ④ 当該年度の制作工程の実現可能なスケジュール
- ⑤ 業務に対する積極性・協力性
- ⑥ 業務実施における経済意識、コスト意識
- ⑦ 積算の適正
- ⑧ 経営基盤（営業年数・財務）
- ⑨ 関連分野に関する実績を有する。

(3) 委託先の決定及び通知について

- ・選定結果については、審査終了後、速やかに通知する。
- ・委託契約は、第 1 位に選定された者と交渉の上締結する。ただし、協議が合意にいたらなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。
- ・選定結果については、選定者に電話及び文書にて通知する。選定されなかつた業者に対しては、結果のみを通知する。

10 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本業務の提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての資料の返却は行わない。
- (4) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 委託先の選定にあたっては、提案された内容等を総合評価し決定する。このため、事業を実施するにあたっては、沖縄県立博物館・美術館と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 檢討すべき事項が生じた場合は、沖縄県立博物館・美術館と受託者とで別途協議する。
- (7) 動画コンテンツ制作にあたっては、沖縄県立博物館・美術館職員、監修者等とともに、使用する伝承話の収録地（本島北部、中部、南部、宮古、八重山各地区）との調整を行う。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (9) 1 法人（又は共同企業体）にあたり、提案は 1 件とする。

※契約保証金について（抜粋）

1. 第 101 条地方自治法施行令 167 条の 16 第 1 項の規定に契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。
2. 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 隨意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。